

## J-クレジット東北地域推進協議会設置要領

平成 25 年 7 月 3 日制定

平成 29 年 3 月 7 日改正

東北経済産業局

## (目的及び設置)

第 1 J-クレジット制度の活用を図り、東北地域における温室効果ガスの排出削減に資するため、J-クレジット東北地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

## (活動内容)

第 2 推進協議会の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) J-クレジット制度に関する関係者間の情報共有、案件発掘及びマッチング支援
- (2) 推進協議会の構成機関が有するネットワークを活用したマッチングの仕組み作りの検討
- (3) 東北各県における J-クレジット制度に関する協議会や研究会等の活動支援
- (4) その他、推進協議会の目的に資する活動

## (組織)

第 3 推進協議会は、別表 1 に掲げる学識経験者、別表 2 に掲げる関係機関の役職及び別表 3 に掲げるオブザーバー機関の役職（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 推進協議会は、必要があると認めるときは構成員を追加等することができる。
- 3 推進協議会に座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。
- 4 推進協議会は、活動を効果的効率的に進めるため専門部会を設けることができる。

## (会議)

第 4 推進協議会の会議は、東北経済産業局が招集する。

- 2 専門部会を設置した場合にあっては、会議を年 1 回以上開催する。
- 3 前二項に掲げる会議には、必要に応じて関係者を参加させることができる。

## (事務局)

第 5 推進協議会の事務局は、東北経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課に置く。

- 2 推進協議会の運営については、事務局を外部に委託できるものとする。

別表1（第3関係：学識経験者）

所属	役職及び氏名
国立大学法人東北大学 未来科学技術共同研究センター	副センター長 教授 長谷川 史彦

別表2（第3関係：関係機関）

区分	関係機関及び役職
国（地方支分部局）	農林水産省東北農政局 生産部長 経済産業省東北経済産業局 資源エネルギー環境部長 環境省東北地方環境事務所 統括環境保全企画官
地方自治体	青森県 環境生活部長 青森県 農林水産部長 岩手県 環境生活部長 岩手県 林務担当技監 宮城県 環境生活部長 宮城県 農林水産部長 秋田県 生活環境部長 秋田県 農林水産部長 山形県 環境エネルギー部長 福島県 生活環境部長 福島県 農林水産部長 仙台市 環境局長
法人（エネルギー関係）	一般財団法人省エネルギーセンター東北支部 事務局長 東北電力株式会社 環境部長 カメイ株式会社 法人営業部長
法人（観光関係）	株式会社JTB東北 地域ソリューション事業部長
法人（金融関係）	株式会社青森銀行 法人営業部長 株式会社みちのく銀行 営業戦略部長 株式会社岩手銀行 総合企画部長 株式会社東北銀行 成長産業推進部長 株式会社北日本銀行 営業統括部長 盛岡信用金庫 営業推進部長 株式会社七十七銀行 地域開発部長 株式会社仙台銀行 地元企業応援部長 杜の都信用金庫 お客さま支援部長

	株式会社秋田銀行 地域サポート部長 株式会社北都銀行 地域振興部長 株式会社荘内銀行 法人営業本部長 株式会社山形銀行 営業支援部長 株式会社きらやか銀行 本業支援推進部長 株式会社東邦銀行 法人営業部長 株式会社福島銀行 営業本部長 株式会社大東銀行 経営企画部長
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表 3 (第 3 関係 : オブザーバー機関)

区分	オブザーバー機関及び役職
国 (地方支分部局)	林野庁東北森林管理局 森林整備部長 国土交通省東北地方整備局 企画部長 国土交通省東北運輸局 交通環境部長
地方自治体	登米市 産業経済部長 喜多方市 産業部長
法人	仙台商工会議所 中小企業支援部長 株式会社三井住友銀行 公共・金融法人部 株式会社日刊工業新聞社 仙台総局長 新日本空調株式会社 東北支店 支店長 信金中央金庫 東北支店 営業担当課長 米川生産森林組合 組合長理事